



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

（環境生活総務課） 2

公布された条例等のあらまし

◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証に係る縦覧期間中の補正は、知事が別に定める補正書により行うこととした。
(第4条関係)
 - (2) 定款の変更登記の完了に係る証明書の提出に係る様式を定めることとした。（第9条・様式第5号の2関係）
 - (3) 事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧及び謄写は、県政情報センター及び特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県政情報コーナーにおいて行うこととした。（第10条・第22条関係）
 - (4) 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の認定の申請の様式を定めることとした。（第17条・様式第13号関係）
 - (5) 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の認定をしたときの公示事項について定めることとした。（第18条関係）
 - (6) 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請の様式を定めることとした。（第19条・様式第14号関係）
 - (7) 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するものの以外のもので定款の変更の認証を受けたときの書類の提出に係る様式を定めることとした。（第20条・様式第15号関係）
 - (8) 役員報酬規程等の書類の提出は、知事が別に定める提出書により行うこととした。（第21条関係）
 - (9) 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人与合併した場合等の認定の申請の様式を定めることとした。（第23条・様式第16号関係）
 - (10) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整備（様式第3号・様式第5号・様式第12号関係）
- (11) 引用する条項の整理
 - (12) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第3条の見出し中「公告」の次に「及び縦覧」を加え、同条第1項中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第10条第2項の公衆の縦覧は、県政情報センター及び特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県政情報コーナーにおいて行うものとする。

第19条中「第7条第3項」を「第17条第3項」に、「特定非営利活動法人」を「民間事業者等」に改め、同条を第28条

とする。

第18条中「第7条第2項」を「第17条第2項」に、「特定非営利活動法人」を「民間事業者等」に改め、同条を第27条とする。

第17条第1項中「第7条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「特定非営利活動法人」を「民間事業者等」に改め、同条を第26条とする。

第16条中「第6条」を「第16条」に改め、同条の表中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同条を第25条とする。

第15条第1項中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同条を第24条とする。

第14条中「第41条第3項」の次に「（法第64条第7項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第16条とし、同条の次に次の7条を加える。

（認定の申請）

第17条 条例第9条に規定する申請書は、様式第13号のとおりとする。

（公示事項）

第18条 法第49条第2項の規定による公示は、島根県報に登載して行うものとする。

2 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法第72条に規定する情報の提供に関すること。

(2) 法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けた場合にあっては、従前の認定の有効期間

(3) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第3項の認定を受けていた期間

（認定の有効期間の更新申請）

第19条 法第51条第2項の認定の有効期間の更新の申請は、様式第14号による申請書を知事に提出して行わなければならない。

（認定特定非営利活動法人の定款の変更等）

第20条 条例第11条第2項に規定する書類の提出は、様式第15号による提出書を知事に提出して行わなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第21条 条例第12条に規定する書類の提出は、知事がそれぞれ別に定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

（役員報酬規程等の閲覧及び謄写）

第22条 条例第13条に規定する閲覧及び謄写については、第10条の規定に準じて行うものとする。

（合併の認定の申請）

第23条 条例第15条に規定する申請書は、様式第16号のとおりとする。

第13条中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条の見出し中「解散」を「事業の成功の不能による解散」に改め、同条中「規定する」の次に「解散の」を加え、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「閲覧」の次に「及び謄写」を加え、同条第1項中「第4条」を「第7条」に改め、「閲覧」の次に「及び謄写」を加え、同条第2項中「規定する閲覧」の次に「又は謄写」を、「閲覧」の次に「及び謄写を行う」を加え、「閲覧簿」を「受付簿」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「法第25条第6項の規定による」を「条例第5条に規定する」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（定款の変更登記の完了に係る証明書の提出）

第9条 法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2による提出書を知事に提出して行わなければならない。

らない。

第6条中「法第25条第4項」を「条例第4条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「法第23条第1項」の次に「（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（縦覧期間中の補正）

第4条 法第10条第3項の規定による補正を行う場合は、知事が別に定める補正書を知事に提出して行わなければならない。

様式第1号添付書類10中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。

様式第2号中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第3号中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に、「の規定により」を「（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考

1 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。

(1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、当該提出先の知事が定めるところによること。

様式第4号中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式添付書類3中「定款変更」を「変更」に、「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式添付書類4(3)中「設立後当該書類が作成されるまでの間は」の次に「法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び」を、「合併後当該書類が作成されるまでの間は」の次に「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書及び同項第8号の活動予算書並びに」を加える。

様式第5号中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、「第25条第6項」の次に「（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

1 変更後の定款

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

様式第5号に備考として次のように加える。

備考 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、当該提出先の知事が定めるところによること。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

㊞

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

備考 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、当該提出先の知事が定めるところによること。

様式第 6 号中「(第 9 条関係)」を「(第 11 条関係)」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「(第 10 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改める。

様式第 9 号中「(第 11 条関係)」を「(第 13 条関係)」に改める。

様式第 10 号中「(第 12 条関係)」を「(第 14 条関係)」に改める。

様式第 11 号中「(第 13 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改める。

様式第 12 号表面中「(第 14 条関係)」を「(第 16 条関係)」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 抜 粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦7.4センチメートル 横10.5センチメートル

様式第12号の次に次の4様式を加える。

様式第13号（第17条関係）

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

⑨

認定（仮認定）特定非営利活動法人認定（仮認定）申請書

特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定（又は同法第58条第1項に規定する仮認定特定非営利活動法人としての仮認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の種類

 認定

本申請において適用するパブリック・サポート・テスト要件

 相対値基準・原則

(法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）)

 相対値基準・小規模法人

(法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）)

 絶対値基準

(法第45条第1項第1号ロに掲げる基準)

 条例個別指定法人

(法第45条第1項第1号ハに掲げる基準)

 仮認定

2 申請日前に受けた認定の有効期間

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類
- 3 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考

- 1 法第45条第1項第1号ハに掲げる基準による認定を申請する場合は、1の書類の添付を要しない。
- 2 仮認定を申請する場合は、1及び2の書類の添付を要しない。

様式第14号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

④

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法第51条第2項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 本申請において適用するパブリック・サポート・テスト要件
 - 相対値基準・原則
(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。))
 - 相対値基準・小規模法人
(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。))
 - 絶対値基準
(法第45条第1項第1号ロに掲げる基準)
 - 条例個別指定法人
(法第45条第1項第1号ハに掲げる基準)

- 2 過去の認定に関する事項

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類
- 3 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考

- 1 過去の認定に関する事項には、過去に受けた認定及びその有効期間並びに認定取消し及びその取消し日について記載すること。
- 2 既に所轄庁に提出されていた書類の内容に変更がないときは、3、4及び5の書類の添付を要しない。

様式第15号（第20条関係）

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

④

認定（仮認定）特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 変更の内容

2 変更の認証日 年 月 日

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款

様式第16号（第23条関係）

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

㊞

認定（仮認定）特定非営利活動法人合併認定申請書

特定非営利活動促進法第63条第1項（又は第2項）の合併の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の種類

 認定

本申請において適用するパブリック・サポート・テスト要件

 相対値基準・原則

（法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。））

 相対値基準・小規模法人

（法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。））

 絶対値基準

（法第45条第1項第1号ロに掲げる基準）

 条例個別指定法人

（法第45条第1項第1号ハに掲げる基準）

 仮認定

2 合併に係る法人の情報

	法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
合併後存続する又は合併によって設立する法人			
合併によって消滅する法人			

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類
- 3 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考

- 1 法第45条第1項第1号ハに掲げる基準による認定を申請する場合は、1の書類の添付を要しない。
- 2 仮認定を申請する場合は、1及び2の書類の添付を要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。